(目的)

第1条 この要領は、南関町定住住宅取得等補助金交付要綱において住宅の建築や購入、 又はリフォーム等(以下「住宅建築等」という。)を請負う事業者の登録をし、住宅建築 等を希望する者と請負う事業者との契約において、これら登録された事業者を積極的に 活用することにより、当該事業者の受注機会を拡大するとともに、町内経済の活性化を 図ることを目的とする。

(登録することができる業種)

第2条 登録することができる業種は、別表に掲げる工事や建売住宅を販売できる業種と する。

(登録できる者)

- 第3条 登録できる事業者は、別表に掲げる事業を行い、町内に主たる事業所又は住所を 有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。
 - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が実質的に経営を支配しているなど町長が特に不適格と認めるもの
 - (3) 町税等を滞納しているもの

(登録申請書類)

- 第4条 登録を希望する者は、南関町定住住宅取得等補助金における取扱事業者登録申請 書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
 - (1) 町税の納税証明書(申請日前1ヶ月以内)
 - (2) 登録をしようとする者が法人の場合は、登記事項証明書
 - (3) 登録をしようとする者が個人の場合は、住民票の写し及び身分証明書
 - (4) 業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
 - (5) 工事経歴書(様式第2号)
 - (6) 所在地の略図(様式第3号)
 - (7) その他町長が必要と認める書類

(登録の受付期間及び登録の有効期間)

- 第5条 登録申請の受付期間は、当該登録の有効期間の開始日の属する年度において、町長が別に定める。ただし、やむを得ない理由で町長が認めた場合は、受付期間以外であっても登録の申請を受け付けることができる。
- 2 登録の有効期間は3ヵ年度とする。前項ただし書きの規定により受付期間以外に受け付けた登録の有効期間は、受付期間における登録の有効期間と同じとする。

(登録名簿への登載及び通知)

- 第6条 町長は、第4条の申請書の提出があり適格と認めたときは、登録事業者として決定し、南関町定住住宅取得等補助金における取扱事業者登録決定通知書(様式第4号)により通知する。
- 2 町長は、前項の規定により登録した事業者を、南関町定住住宅取得等補助金における 取扱事業者登録名簿(様式第5号)に登載し、公表する。

(登録事項の変更)

第7条 登録名簿に登載された者(以下「登録者」という。)は登録した事項に変更があったとき、事業を廃止したとき又は登録を辞退しようとするときは、遅延なく南関町定住住宅取得等補助金における取扱事業者登録変更・廃止・辞退届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

- 第8条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。
 - (1) 第4条各号のいずれかに該当することとなった場合
 - (2) 倒産し、又は破産した場合
 - (3) 申請に関し不正又は不誠実な行為があった場合 (その他)
- 第9条 本制度は、利用希望者の利便性を高め、南関町への移住を促進するものであるので、登録者は利用者の信頼を損なうことがないよう、誠心誠意対応するものとする。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

南関町住宅建築等業種分類表

番号	業種	工事、修繕等の例
1	建築一式工事	建物修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
2	大工工事	大工工事、造作工事、型枠工事
3	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹き付け工事
4	屋根工事	屋根葺き工事
5	電気工事	送配電気設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事
6	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事
7	タイル・れんが・	コンクリートブロック積み工事、れんが積み工事、タイル
	ブロックエ	張り工事
8	板金工事	板金加工取付工事
9	ガラス工事	ガラス加工取付工事
10	塗装工事	塗装工事
11	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工
		事、シート防水工事
12	内装仕上げ工事	天井仕上げ工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上
		げ工事、カーテン・ブラインド工事、たたみ工事、ふすま
		工事
13	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事
14	許可業種外工事	建設業法の一部を改正する法律の施工及び運用(昭和47
		年3月18日建設省計建発第46号)に該当しない工事
15	宅地建物取引業	住宅を建設して販売